2）住宅以外の用途に供する建築物
□年間熱負荷係数（　　MJ／（㎡・年））（用途区分　　）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
□基準対象外
⑵　空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
1）一次エネルギー消費量
□基準一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
設計一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
2）エネルギー利用効率化設備の有無
□有　□無

【6．住戸に係る事項】
⑴　住戸の番号　（　　）
⑵　住戸の存する階　（　　階）
⑶　専用部分の床面積（　　㎡）
⑷　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
□外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率
（外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K））
（冷房期の平均日射熱取得率　　）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
⑸　空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
1）一次エネルギー消費量
□基準一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
設計一次エネルギー消費量（　　GJ／年）
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
2）エネルギー利用効率化設備の有無
□有　□無

【7．備考】

（注意）

1．届出書類
第一面、第二面及び第三面を提出してください。
住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の届出において、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合、住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。ただし、住宅以外の用途に供する部分について、第三面の５欄の⑴の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うことができることとし、５欄の⑵の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うこととします。
2．各面共通関係
数字は算用数字を用いてください。
3．第一面関係
①　届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
②　届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
③　※印のある欄は記入しないでください。
4．第二面関係
①　第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ２者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
②　１欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第３条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
③　２欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
④　４欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
⑤　４欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑥　ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、７欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
5．第三面関係
①　１欄及び２欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
②　３欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。
⑴　「住宅」とは、一戸建て住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑵　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑶　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑷　「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑸　「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑹　「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑺　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑻　「集会所等」とは、公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
⑼　「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
③　４欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第１項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。